

東京都災害廃棄物処理支援事業記録 資料編

<目次>

- 資料1 東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱（P1～2）
- 資料2 東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱（P3～32）
- 資料3 東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱（P33～50）
- 資料4 東京都災害廃棄物受入基準（P51～53）
- 資料5 災害廃棄物専用コンテナ設計図（P54）
- 資料6 女川町災害廃棄物受入れにかかる住民説明会資料（P55～102）
- 資料7 東京都災害廃棄物処理事業関係機関一覧表（P103）

## 東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱

(制定) 平成23年7月8日付23環廃一第266号環境局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都災害廃棄物受入処理事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## (本事業の概要)

第2条 東京都（以下「都」という。）は、災害廃棄物を、都内又は都に隣接する地方公共団体の区域内において、都内地方公共団体及び民間事業者と共同して適正に処理することにより、被災地方公共団体の迅速かつ円滑な復旧・復興対策の一助とする。

## (用語)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地方公共団体 岩手県又は宮城県
- (2) 災害廃棄物 東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物
- (3) 都内地方公共団体 都内の区市町村及び共同処理する事務としてごみの処理を規定する一部事務組合
- (4) 民間事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている者

## (実施体制)

第4条 都は、次のとおり本事業を実施する。

- (1) 都、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）及び被災地方公共団体の3者は、災害廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める協定（以下「基本協定」という。）を締結する。
- (2) 都、公社及び被災地方公共団体の3者は、基本協定の規定に基づき、災害廃棄物の運搬及び処分に関して必要な事項を定めた覚書（以下単に「覚書」という。）を締結する。
- (3) 公社及び被災地方公共団体は、基本協定及び覚書の規定に基づき、災害廃棄物の運搬及び処分に係る委託契約（以下「処理委託契約」という。）を書面により締結する。
- (4) 公社は、処理委託契約により受託した災害廃棄物の運搬又は処分を、都、都内地方公共団体又は民間事業者に委託して実施することができるものとする。
- (5) 都は、処理委託契約に基づき公社が被災地方公共団体から受託した災害廃棄物の運搬又は処分を委託することができる都、都内地方公共団体又は民間事業者（以下「再受託者」という。）について、災害廃棄物の処分又は再生の場所及び方法その他必要な事項を登録し、名簿を作成するものとする。この場合において、都は、当該作成した名簿について公社及び被災地方公共団体に通知するものとする。
- (6) 公社は、被災地方公共団体から受託した災害廃棄物の運搬又は処分を再受託者に委託する場合は、処理委託契約を再受託者と書面により締結するものとする。
- (7) 都は、公社及び被災地方公共団体との調整その他本事業の円滑な実施のための総合的な調整を行う。
- (8) 災害廃棄物の運搬及び処分に係る経費は、被災地方公共団体が負担するものとする。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、平成23年7月8日から平成26年3月31日までとする。

2 本事業の目的が達成されたときは、前項の規定にかかわらず本事業をその時点にて終了する。

(経費の支出)

第6条 都は、別に定めるところにより、公社に対して、第4条第8号に規定する経費が処理委託契約に基づき被災地方公共団体から支払われるまでの間、災害廃棄物の運搬及び処分を実施するために必要となる経費を都の会計年度ごとに都の予算の範囲内で貸し付ける。

2 都は、別に定めるところにより、公社に対して、本事業を実施するために必要な事務費補助金を都の会計年度ごとに都の予算の範囲内で交付する。

(報告)

第7条 公社は、本事業の実施期間中、次の各号に掲げる期間の本事業の実施の状況について当該各号に定める期限までに、書面により都に報告するものとする。

(1) 四半期 当該四半期経過後10日以内

(2) 都の会計年度 当該会計年度経過後30日以内

2 前項の規定にかかわらず、都は、必要があると認めるときは公社に対して本事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。